- 平成26年度第4四半期(1月~3月)の判決から -

事例①

平成25年(行ケ)第10285号(イバンドロネート多形A) (不服2012-2605, 特願2007-553502,

特表 2008-529980)

平成27年1月22日判決言渡,

知的財產高等裁判所第4部

審決概要

1本願発明の認定

「角度 2θ で示す特性ピークを

角度 $2\theta \pm 0.2^{\circ}$

 10.2°

 11.5°

 15.7°

19.4°

26.3°

に有する、 $CuK\alpha$ 放射線を用いて得られたX線粉 末回折パターンを特徴とする、3-(N-メチル-N-ペ ンチル) アミノ-1-ヒドロキシプロパン-1, 1-ジホ スホン酸一ナトリウム塩一水和物 (イバンドロネー ト) の結晶多形。」

2 先願発明の認定

先願明細書には、「フォームTと称するイバンド ロネートナトリウム固体結晶形」について、「フォー ムTは、6.2、15.7、26.3、32.6 及び 35.6 ± 0.2 ° 2

 θ でのX線粉末回折反射により特徴づけられ……さ らに、17.6、19.4、26.9、31.7及び38.7±0.2°2 θ でのX線粉末回折反射により特徴づけられる」こと、 X線粉末回折には「1.5418Åの銅放射線を使用した」 ことが記載され、さらに、「フォームTについての 代表的な粉末 X 線回折図」として、図21が次のと おり示されている。

また、「イバンドロネートナトリウムの化学構造 <u>は、次の</u>通りである:

」と記載されていることから、イバンドロネートナ <u>トリウムは、3- (N-メチル-N-ペンチル) アミノ</u> -1-ヒドロキシプロパン-1, 1-ジホスホン酸一ナト <u>リウム塩一水和物を意味する</u>ものといえる。

したがって, 先願明細書には,

 $[2 \theta \, \% \, 6.2^{\circ}, \, 15.7^{\circ}, \, 17.6^{\circ}, \, 19.4^{\circ}, \, 26.3^{\circ}, \, 26.9^{\circ}, \,$ 31.7°、32.6°、35.6°及び38.7°±0.2°に特性ピーク を有する、図21(当審注:図21の記載は省略。)の X線粉末回折パターン(1.5418Åの銅放射線を使用) を示す、3-(N-メチル-N-ペンチル) アミノ-1-ヒ ドロキシプロパン-1,1-ジホスホン酸一ナトリウ

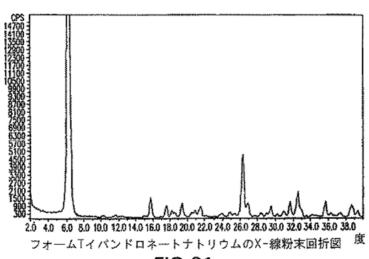


FIG.21

ム塩一水和物の結晶形 (フォームT)」

の発明(以下、「先願発明」という。)が記載されて いると認められる。

3 対比

本願発明と先願発明とは、いずれも「3-(N-メチ $\nu - N - ペンチル)$ アミノ-1 - ヒドロキシプロパン-11-ジホスホン酸一ナトリウム塩一水和物」の「結晶 多形 である。

また、「X線粉末回折パターン」はいずれも1.5418 Åの銅放射線 (CuK α 放射線) を使用して得たもの で、「角度2 θ 」の「15.7°、19.4°、26.3°±0.2°」に 特性ピークを有する。

そうすると、本願発明と先願発明とは、 「角度 2θ で示す特性ピークを

角度 $2\theta \pm 0.2^{\circ}$

 15.7°

19.4°

26.3°

に有する、CuKα放射線を用いて得られたX線粉 末回折パターンを特徴とする, 3-(N-メチル-N-ペ ンチル) アミノ-1-ヒドロキシプロパン-1、1-ジホ スホン酸一ナトリウム塩一水和物 (イバンドロネー ト) の結晶多形 |

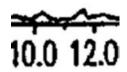
という点で一致し、以下の点で一応相違する。

相違点

特性ピークを示す角度2 θ ±0.2°として、本願発 明では、「10.2°」及び「11.5°」も特定されているの に対し、引用発明では、「10.2°」及び「11.5°」が特 定されていない点

4 判断

先願発明は、図21のX線粉末回折パターンを示 すものであり、図21を拡大してみると次のとおり であり,



 2θ が、 10.2° 、 $11.5^{\circ} \pm 0.2^{\circ}$ においても特性ピーク を示すことが読み取れる。

そうすると、 先願発明は、特性ピークを示す角度 $2\theta \pm 0.2$ °として「10.2°」及び「11.5°」も含む</mark>もの であるといえるから、上記相違点は実質的な相違点 ではない。

取消事由

- 1 先願発明の認定の誤り、一致点の認定の誤り及び 相違点の看過
- 2 相違点についての判断の誤り
- 3

(判示事項)

1取消事由1(先願発明の認定の誤り,一致点の認 定の誤り及び相違点の看過) について

(1)

(2) 前記(1) によれば、先願明細書には、イバンド ロネートナトリウムの21種類の固体結晶形フォーム の全てについて熱重量分析 (TGA) による重量損失 が示されているものの、溶媒和物の形態に関しては、 そのうちフォームC, D, E, G, J, Q, Q1, Q2, QQ、R及びSの11種類についてしか記載されてお らず,フォームTについては,これが溶媒和物なのか, また溶媒和物であるとするとその形態は何かについ <u>ての記載が全くない</u>(段落【0023】~【0048】,【表1】 ~【表3】)。したがって、先願明細書に接した当業者 は、フォームTが溶媒和物であるか否かは判然とし ないと理解するものというべきである。

また、前記(1)のとおり、先願明細書には、フォー ムTについて、熱重量分析 (TGA) による重量損失 が約5~約7% (表3の具体的データは、6.0%) であ ること(【表3】, 段落【0163】), 水酸化ナトリウムと イバンドロン酸とを、約20:80の比の水:アセトン の混合物において反応させ、反応混合物をほぼ還流 温度で約1~約5時間攪拌した後、ほぼ室温に冷却 することで調製されること(段落【0080】,【0163】) が記載されている。このように、結晶化を水とアセ トンの混合溶媒で行っていることからすれば、結晶 フォームTには何らかの形で水分子が含まれており、 熱重量分析 (TGA) による重量損失は水の蒸発によ <u>るものである可能性が高い</u>と考えられる。

ところで、証拠 ($Z1\sim3$) によれば、一般に、医 薬化合物等の結晶に含まれる水は水和物を形成する 結晶水と結晶表面に付着する付着水とに大別される ところ, ……

そうすると、<u>先願発明において、フォームTの</u> TGAによる重量損失に関わった水が、付着水か結 晶水のいずれであるかは、非等温的TG曲線の解析 やDSC測定の解析をするなどして, 重量減少と温 度の関係を観察しなくては推定することができな い。したがって、上記のようなフォームTの調製方 法や熱重量分析の結果を検討しただけでは、フォー ムTが一水和物であると認めることはできない。

以上によれば、本件審決が、先願発明であるフォー ムTを一水和物と認定したことには誤りがあるとい うほかない。

(3)ア 審決は、引用発明に含まれる磁性キャリアと、 ポリエ被告は、この点について、先願明細書には「イ バンドロネートナトリウム | の化学構造及び実験式 として一水和物が記載されていることから、先願明 細書においては、特に断りのない限り「イバンドロ ネートナトリウム | は一水和物を指すと解すべきで あって、フォームTは一水和物である旨主張する。

しかし、前記(1)のとおり、先願明細書には、「イ <u>バンドロネートナトリウム」として、一水和物以外</u> にも, 非晶形のものや, 溶媒和物形として, 1/3 エタノラート, モノエタノラート, ヘミブタノラー ト, 二~六水和物, セスキ水和物等の結晶形のもの が記載されている (……)。また、……本願優先日 前から、溶媒和物の形で存在する医薬化合物につい て、溶媒を省略した化学名で呼ばれる場合があるこ とは当業者に周知であったと認められる。そうする と、先願明細書において「イバンドロネートナトリ ウム」が原則一水和物を指すとは認めることができ ないし、特にフォームTを一水和物であると認める ことができないことは前記(2)のとおりである。 1.....

(4) 以上のとおり、本件審決の先願発明の認定には 誤りがある。そして、本件審決は、先願発明を一水 和物であると誤って認定した結果, 次の相違点(以 下「相違点B'」という。)を看過した誤りがある。

相違点 B': 本願発明は3-(N-メチル-N-ペンチル) アミノ-1-ヒドロキシプロパン-1、1-ジホスホン酸 ーナトリウム塩の一水和物であるのに対して, 先願 発明においては水分子の存在形態が不明である点。

そして, この相違点B'により, 本願発明は先願

発明と同一であるとはいえないことから、本件審決 による先願発明の認定の誤り、一致点の認定の誤り 及び相違点の看過は、審決の結論に影響を及ぼすも のである。

したがって、原告主張の取消事由1は理由がある。

2取消事由2(相違点についての判断の誤り)について (1) ·····

(2) 特許請求の範囲請求項1の記載によれば、本願 発明は、CuKα放射線を用いて得られた粉末X線 回折パターンにおいて、角度2 θ ±0.2°として、 10.2°, 11.5°, 15.7°, 19.4°及び26.3°に特性ピー クを有すると特定されている。

一方、前記1(1)のとおり、先願明細書には、先 願発明であるフォームTの銅放射線を用いて得られ た X 線粉末回折パターンとして図21が記載され、 角度2 θ ±0.2°として、6.2°、15.7°、26.3°、32.6° 及び35.6°により特徴づけられ、さらに、17.6°、 19.4°, 26.9°, 31.7°及び38.7°で特徴づけられると されている(段落【0046】)。

そして, 本願明細書には「特性ピーク」という用 語について特段の説明や定義はないが, 「特性」の 通常の用語例からすれば、「その結晶を特徴づける 特有のピーク」と解するのが相当であり、先願明細 書において「特徴づけられる」として挙げられ、図 <u>21からも看取できる上記10個のピークも、これと</u> 同様の意味で用いられているものと解される。そう すると、先願明細書には、フォームTの特性ピーク として、 2θ が 10.2 ± 0.2 ° 及び 11.5 ± 0.2 ° のものが 記載されているということはできない。

また、先願明細書中でフォームTが「特徴づけら れる」 ピークであるとして挙げられている 10 個の ピークは、いずれも、図21において相応の強度を 有し,明確に把握できるものである。これに対して, 図21において、本件審決が特性ピークとして挙げ とえピークが把握できるとしても極めて強度の低い 不明瞭なものしかなく,ことさらこれらを「特性ピー ク」として取り上げるべきものではない。

したがって, 本件審決が, 先願発明は, 特性ピー クを示す角度2 θ ±0.2°として「10.2°」及び「11.5°」 も含むものであり、本願発明と先願発明との前記第

2の3(3)イの相違点は実質的な相違点ではないと 判断したことには誤りがあるというべきである。

(3)

(4) 以上のとおり、先願発明の X 線粉末回折パター ンには 10.2 ± 0.2 °及び 11.5 ± 0.2 °の 2θ に特定ピー クが含まれるとは認められず, 本願発明と先願発明 との間の前記第2の3(3)イの相違点は、実質的な 相違点というべきである。そうすると、本件審決は 相違点についての判断を誤るものであり、この誤り は審決の結論に影響を及ぼすものである。

したがって、原告主張の取消事由2は理由がある。

所感

1取消事由1について

審決は、先願明細書に、「イバンドロネートナト リウムの化学構造は、次の通りである として、「一 水和物」の化学構造が記載されていることに基づい て、フォームTと称するイバンドロネートナトリウ ムについても、「一水和物」であると認定した。

しかしながら、①先願明細書には、「イバンドロ ネートナトリウム」として、「一水和物」以外にも、 非晶形のものや、二~六水和物を含む多様な溶媒和 物の結晶形のものが記載されていること等から、先 願明細書において、「イバンドロネートナトリウム」 が原則「一水和物」を指すとはいえないこと、②先 願明細書には、溶媒和物の形態について明記された フォームが存在する一方で、フォームTについては、 溶媒和物であるか否かすら記載されていないこと、 ③フォーム Tに含まれる水が、結晶表面に付着する 付着水か、水和物を形成する結晶水のいずれである かは、先願明細書の記載からは推定できないこと等 からすると、「フォームTが一水和物であると認め ることはできない」と判示されたことは、やむを得 ないと思われる。

また、先願明細書における「イバンドロネートナ トリウムの化学構造は、次の通りである」との記載 は、「発明の詳細な説明」の冒頭にある「背景技術」 の欄に記載されたものである。同じ「イバンドロネー トナトリウム」という用語が用いられているとはい え,「背景技術」の欄に記載されている事項と、実 施例として記載されているフォームTとの関係は必 ずしも明らかではない。それにもかかわらず、両者 を結びつけて先願発明を認定したことは、慎重さを 欠くものであった。

先願明細書に記載された発明を認定する際には**、** 先願明細書に記載されている個々の技術的事項を正 確に理解し、把握することが必要であることはいう までもないが、これら個々の技術的事項の相互の関 係についても注意しながら、先願明細書には、全体 としてどのような技術的事項が記載されているとい えるのかを正確に理解し、把握することが必要であ ることをあらためて認識させられる事例である。

2取消事由2について

審決は、X線粉末回折パターンを示す図21を拡 大してみると、 2θ が $10.2\pm0.2^{\circ}$ 、 $11.5\pm0.2^{\circ}$ にお いても特性ピークを示すことが読み取れるから、先 願発明 (フォームT) は、特性ピークを示す角度2 $\theta \pm 0.2^{\circ}$ として「 10.2° | 及び「 11.5° | も含むもので あると認定した。すなわち、審決の認定は、図21 において外見上ピークと認識し得るものはすべて, 本願発明における「特性ピーク」に該当するとの理 解を前提とするものである。

これに対して、判決では、本願発明における「特 性ピーク」は、「その結晶を特徴づける特有のピーク」 と解するのが相当であり、先願明細書において「特 徴づけられる」として挙げられ、図21からも看取 できる 10 個のピーク $(2 \theta \text{ が } 10.2 \pm 0.2^{\circ} \text{ 及び } 11.5 \pm$ 0.2°のものは含まれない。) も、同様の意味で用い られていると解されるから, 先願明細書には, フォー ムTの特性ピークとして、 2θ が 10.2 ± 0.2 °及び 11.5±0.2°のものが記載されているとはいえない と判示されるとともに、図21における極めて強度 の低い不明瞭なピークは、「特性ピーク」とはいえ ないと判示された。

本件では、本願発明における「特性ピーク」の意 味をどのように解するかにより、審決と判決とで異 なる判断となったものである。 当然のことながら, 本願発明で用いられる用語の意味は、本願明細書の 記載及び技術常識を考慮して,慎重に認定すべきで ある。この点, 先願明細書において「特徴づけられる」 として挙げられていないような、極めて強度の低い 不明瞭なピーク(図21)にあえて着目し、このよう なピークをフォームTを特徴づけるピークとみて,

本願発明における「特性ピーク」に該当すると解す ることは不自然ともいえる。仮に、審決の認定が、 本願発明の内容を知った上でなされた認定(いわゆ る「後知恵」)であったとすれば、不適切である。先 願発明の認定においては,「後知恵」による認定と なっていないか確認し、これを排除するよう心掛け ることが必要である。

事例②

平成25年(行ケ)第10115号(光学情報読取装置) (訂正2012-390156, 特許第3823487号) 平成27年2月26日判決言渡, 知的財產高等裁判所第4部

審決概要

1 本件訂正発明の認定

複数のレンズで構成され、読み取り対象からの反 射光を所定の読取位置に結像させる結像レンズと、

前記読み取り対象の画像を受光するために前記読 取位置に配置され、その受光した光の強さに応じた 電気信号を出力する複数の受光素子が2次元的に配 列されると共に、当該受光素子毎に集光レンズが設 けられた光学的センサと, 該光学的センサへの前記 反射光の通過を制限する絞りと,

前記光学的センサからの出力信号を増幅して、閾 値に基づいて2値化し、2値化された信号の中から 所定の周波数成分比を検出し、検出結果を出力する カメラ部制御装置と,

を備える光学情報読取装置において,

前記読み取り対象からの反射光が前記絞りを通過 した後で前記結像レンズに入射するよう, 前記絞り を配置することによって, 前記光学的センサから射 出瞳位置までの距離を相対的に長く設定し.

前記光学的センサの中心部に位置する受光素子か らの出力に対する前記光学的センサの周辺部に位置 する受光素子からの出力の比が所定値以上となるよ うに, 前記射出瞳位置を設定して, 露光時間などの 調整で、中心部においても周辺部においても読取が 可能となるようにしたことを特徴とする光学情報読 取装置。

2 引用発明の認定

2進コードで表されるデータをセル化して、2次

元のマトリックス上にパターンとして配置し、マト リックス内の、少なくとも2個所の所定位置に、各々 中心をあらゆる角度で横切る走査線において同じ周 波数成分比が得られるパターンからなる位置決め用 シンボルを配置した2次元コードを読み取るための 2次元コード読取装置であって、

CCDを用いた2次元画像検出手段と、

上記2次元画像検出手段から出力される走査線信 号中での、上記周波数成分比の信号の存在を検出す る周波数成分比検出回路と,

上記2次元画像検出手段からの走査線信号を2値 化して上記周波数成分比検出回路に送信する2値化 手段と.

上記2値化された走査線信号の状態に応じて、上 記2値化手段による2値化の閾値を調節する2値化 調節手段と,

を備えた2次元コード読取装置。

3 対比 (一致点と相違点の認定)

① (本件訂正発明の「光学的センサ」に対応づけられ る) 引用発明における「CCD」について、主引用文献 に「2次元画像検出手段 | として「TVカメラ | が例示 されていること、2次元コードを読み取る際の撮像 手段としては一般的には「TVカメラ」が採用されて いたこと、カメラで用いられるCCDは通常は二次元 アレイであること等を勘案すれば、「前記読み取り対 象の画像を受光するために前記読取位置に配置さ れ、その受光した光の強さに応じた電気信号を出力 する複数の受光素子が2次元的に配列される」もの であることは明らかであり、引用発明における 「CCD と本件訂正発明における「光学的センサ」と は「前記読み取り対象の画像を受光するために前記 読取位置に配置され、その受光した光の強さに応じ た電気信号を出力する複数の受光素子が2次元的に 配列される光学的センサ」である点で共通する。

②引用発明の如き光学情報読取装置において、その 撮像素子上に被写体の像を結像せしめるための結像 レンズを設ける事は須く採用される技術常識である とともに、カメラでも結像レンズを設ける事は技術 常識であるから、引用発明も当然結像レンズを備え ているはずであり、引用発明と本件訂正発明とは「読 み取り対象からの反射光を所定の読取位置に結像さ

せる結像レンズ」を備える点で共通する。

③光学情報読取装置において絞りを設ける事も技術 常識であるとともに、カメラでも絞りを設ける事は 技術常識であるから、引用発明も本件訂正発明と同 様に「該光学的センサへの前記反射光の通過を制限 する絞り」を備える。

④光学情報読取装置においてセンサ出力を増幅して から2値化等の処理を行うことは技術常識であり、引 用発明における「2値化手段」は本件訂正発明におけ る「2値化」に、引用発明における「周波数成分比検 出回路」は本件訂正発明における「所定の周波数成分 比を検出」することにそれぞれ相当する処理を行うも のであるから、引用発明も本件訂正発明における「カ メラ部制御装置」に相当するものを備えている。

⑤よって、本件訂正発明は、下記一致点で引用発明 と一致し、下記相違点で引用発明と相違する。

〈一致点〉

「読み取り対象からの反射光を所定の読取位置に 結像させる結像レンズと、

前記読み取り対象の画像を受光するために前記読 取位置に配置され、その受光した光の強さに応じた 電気信号を出力する複数の受光素子が2次元的に配 列される光学的センサと、該光学的センサへの前記 反射光の通過を制限する絞りと,

前記光学的センサからの出力信号を増幅して、閾 値に基づいて2値化し、2値化された信号の中から 所定の周波数成分比を検出し、検出結果を出力する カメラ部制御装置と,

を備える光学情報読取装置」

〈相違点1〉

本件訂正発明における結像レンズは「複数のレン ズで構成され」ている。(これに対して、引用文献1 には結像レンズの具体的構成は明示されていない。) 〈相違点2〉

本件訂正発明における光学的センサは「受光素子 毎に集光レンズが設けられた」ものである。(これ に対して、引用文献1には「CCD」の具体的構成は 明示されていない。)

〈相違点3〉

本件訂正発明は「前記読み取り対象からの反射光

が前記絞りを通過した後で前記結像レンズに入射す るよう、前記絞りを配置することによって、前記光 学的センサから射出瞳位置までの距離を相対的に長 く設定し |. 「前記光学的センサの中心部に位置する 受光素子からの出力に対する前記光学的センサの周 辺部に位置する受光素子からの出力の比が所定値以 上となるように、前記射出瞳位置を設定して」いる。 (これに対して、引用文献1には絞りの具体的な配 置位置は明示されていない。)

〈相違点4〉

本件訂正発明は「露光時間などの調整で、中心部 においても周辺部においても読取が可能となるよう にした」ものである。(これに対して、引用文献1に は「露光時間などの調整で、中心部においても周辺 部においても読取が可能となるようにした | との記 載はない。)

4 容易想到性の判断

①相違点1について

結像レンズを単レンズとするか否かはその用途や スペック等に応じて適宜に選択される設計事項であ り、光学情報読取装置の結像レンズを複数のレンズ で構成することも、必要に応じて適宜に採用されて いる周知慣用技術であるから、相違点1に係る事項 を採用することは、当業者であれば適宜に選択し得 る設計的事項にすぎない。

②相違点2について

バーコードリーダーなどに用いられるイメージセ ンサにおいてマイクロレンズを備えることで開口率 の向上等を図ることは、本願出願時には当業者に とっては一般的な技術的趨勢にほかならないもので ある。また、この技術的趨勢はカメラの分野におい ても一般的なものである。してみると、引用発明に おける2次元画像検出手段においても「受光素子毎 に集光レンズが設けられた」ものとすること、すな わち、上記相違点2に係る事項の採用を試みること は、当業者の通常の創作力の発揮にすぎない。

③相違点3について

マイクロレンズを設けた撮像装置においては、周 辺部での感度低下を防止するため、絞りをレンズよ りも被写体側に設ける等の, 射出瞳を結像面からな

るべく離した構造とする対策が採られることは、撮 像光学系設計における技術常識に過ぎない (必要が あれば、引用文献記載事項8-2, 9-1, 9-2, 10-1, 10-2等を参照)。

また、光学情報読取装置においても、周辺部での 感度低下が問題となり、そのための対策を施す必要 性も、当業者が当然に心得る技術常識に過ぎない。

してみると、上記の如く引用発明におけるCCD を「受光素子毎に集光レンズが設けられた」ものと した場合に、「前記読み取り対象からの反射光が前 記絞りを通過した後で前記結像レンズに入射するよ う、前記絞りを配置することによって、前記光学的 センサから射出瞳位置までの距離を相対的に長く設 定し」、「前記光学的センサの中心部に位置する受光 素子からの出力に対する前記光学的センサの周辺部 に位置する受光素子からの出力の比が所定値以上と なるように、前記射出瞳位置を設定」すること、す なわち、上記相違点3に係る事項を採用することは、 上記相違点2に係る構成の採用に伴って、当業者が 必然的に採用する設計事項にすぎない。

④相違点4について

上記相違点4に係る事項は、その意味が明確なも のではない……本件訂正前の明細書の段落【0011】 【0042】の「照射光の光量や露光時間などを調整す ることが容易となり、中心部においても周辺部にお いても適切に読み取りが可能となる。| との記載を 表現しようとしたものと認められるところ,これは 当該分野における一般的な課題、あるいは、上記相 違点1~相違点3等の採用に伴って当然に奏される 作用効果に過ぎない。

取消事由

1 本件訂正発明1の容易想到性に係る判断の誤り

2, 3 略

判示事項

1本件審決における一致点の認定

……<u>刊行物1の記載をみると</u>,前記2(1)のとおり, 「TVカメラ等の2次元画像検出手段」(段落【0002】), 「2次元コード読取装置2は、CCD4……を備えている。」 (段落【0033】)「CCD4は、外界を撮像してその2次 元画像を水平方向の走査線信号として出力する。」

(段落【0034】),「TVカメラ等の画像検出装置」(段落 【0073】)、「CCD4が2次元画像検出手段に該当し、」(段 落【0074】)といった記載があるのみであり,光学的 センサである「CCD」や結像レンズや絞り等の光学 系の構成や構造については全く記載がない。

また, 引用発明は, 前記2(2)のとおり, 2次元コー ド読取装置において読み取り対象として従来から用 いられている2次元コードは、2次元コード自体が 高速読み取りに適したコード構成になっておらず, また、2次元コードの回転に対する処理に適したコー ド構成でもないため、読み取りに複雑な処理が必要 であり、読み取りに時間がかかるという問題があっ たことから、2次元コードの問題点に鑑み、全方向 で高速読み取りができ、さらに読み取り精度が高い 2次元コード読取装置を提供することを課題とする 発明であり、引用発明のとおりの構成を採用するこ とによって、2次元画像を画像処理して2次元コー ドが存在するか否かを判断しなくても、単に周波数 成分比検出回路が走査線信号中から位置決め用シン ボルを表す周波数成分比の信号を検出すれば、2次 元画像中に2次元コードが存在していることが判明 するから、従来のごとく、2次元画像内を複雑な画 像処理をして,長時間2次元コードを探し回る必要 がなく、さらに、「2値化手段」と「2値化調節手段」 とを設けることにより、 例えば照明や場所による反 射の違いによって、適切に2値化される場所と適切 に2値化されない場所とが存在する場合であっても、 2値化調節手段が、2値化された走査線信号の状態 に応じて2値化の閾値を調節することにより、2次 元画像のほぼ全域で適切な2値化が可能となり,2 次元コードのセルの明暗パターンの検出が正確かつ 容易となるという効果を奏するというものであるか ら、刊行物1は、そもそも、2次元コード読取装置 において用いられる光学的センサ (CCD) に存する 課題やその解決手段としての光学的センサ及び結像 レンズや絞り等の光学系の構成や構造を何ら開示す るものではない。

本件審決は、引用発明を前記のとおり認定しなが <u>ら</u>,本件訂正発明1と対比するに当たって,①…… ②……③……④……などとして、前記のとおり、刊 行物1は2次元コード読取装置において用いられる 光学的センサ (CCD) に存する課題やその解決手段 としての光学的センサの構成や構造を何ら開示する ものではないにもかかわらず、光学系に係る技術常 識であるとして、刊行物1に記載がないために引用 発明として認定していない構成を,本件訂正発明1 <u>と引用発明の一致点として認定した</u>ものである。<u>こ</u> のような一致点の認定手法は,本件訂正発明1と引 用発明とを適切に対比したものとはいえず、相当で <u>ない</u>というべきである。

2本件審決における相違点の認定について

……本件訂正発明1は、二次元コードからの反射 光が、結像レンズ及び絞りを通過し、光学的センサ に設けられた集光レンズを介して受光素子に入射す ることに起因して生じる問題を課題とするものであ り、かかる課題を、結像レンズと絞りとの位置関係 (射出瞳位置の設定)により解決することを、その 技術的思想とするものといえる。

本件訂正発明1の上記技術的思想に照らすと、本 件訂正発明1は、「複数のレンズで構成された結像 レンズ」(相違点1),「受光素子毎に集光レンズが設 けられた光学的センサ」(相違点2)及び「結像レン ズと絞りの配置関係 (射出瞳位置の設定)」(相違点 3) という相互に関連する構成を採用したことによ <u>り、本件訂正発明1の課題を解決した</u>ものというべ きであるから、構成を分説して認定するのではなく、 これらの構成の相互の関係を考慮しながら本件訂正 発明1の容易想到性を検討すべきである。

そうすると、本件審決における本件訂正発明1と 引用発明との相違点の認定は、その前提となる一致 点の認定が相当でないことに加え、相互に関連する 構成を相違点1~3に分説した点において、相当と はいえないものである。

3以上の観点からすれば、本件訂正発明1と引用発 明との一致点及び相違点は、以下のとおり認定すべ きである。

(ア)一致点

読み取り対象の画像を受光するために読取位置に 配置され、その受光した光の強さに応じた電気信号 を出力する複数の受光素子が配列される光学的セン サと,

前記光学的センサからの出力信号を閾値に基づい て2値化し、2値化された信号の中から所定の周波 数成分比を検出し、検出結果を出力する制御装置と、 を備える光学情報読取装置。

(イ) 相違点

(相違点A)

本件訂正発明1は、「複数のレンズで構成され、読 み取り対象からの反射光を所定の読取位置に結像さ せる結像レンズ」と、「前記読み取り対象の画像を 受光するために前記読取位置に配置され、その受光 した光の強さに応じた電気信号を出力する複数の受 光素子が2次元的に配列されると共に、当該受光素 子毎に集光レンズが設けられた光学的センサ」と, 「該光学的センサへの前記反射光の通過を制限する 絞り」を備え、「前記読み取り対象からの反射光が前 記絞りを通過した後で前記結像レンズに入射するよ う,前記絞りを配置することによって,前記光学的 センサから射出瞳位置までの距離を相対的に長く設 定し」,「前記光学的センサの中心部に位置する受光 素子からの出力に対する前記光学的センサの周辺部 に位置する受光素子からの出力の比が所定値以上と なるように, 前記射出瞳位置を設定して」いるのに 対し、

引用発明は、上記「結像レンズ」及び「絞り」を備 えているのか不明であり、「光学的センサ」について、 「複数の受光素子が配列され」ているものの、「複数 の受光素子」が「2次元的に配列されると共に、受 光素子毎に集光レンズが設けられ | ているのか不明 であり、これらの不明な点に起因して、上記「結像 レンズ」及び「絞り」をどのように配置しているのか、 「射出瞳位置」をどのように設定しているのかも不 明である。

(相違点 B)

「制御装置」について、本件訂正発明1は、「カメ ラ部制御装置」であって、「光学的センサからの出 力信号を増幅して」いるのに対し、引用発明は、「制 御装置」ではあるものの、「カメラ部制御装置」であ るのか不明であり、「光学的センサからの出力信号 を増幅して」いるのか不明である。

(相違点C)

本件訂正発明1は、「露光時間などの調整を容易 とし、中心部においても周辺部においても適切に読 取が可能となるようにした」ものであるのに対し、 引用発明は,不明である。

4小括

本件訂正発明1と引用発明との相違点は、前記エ で認定した相違点A~Cと認定されるべきであるが、 被告は、相違点A~Cを前提としたとしても、本件 訂正発明1は刊行物1に記載された発明に技術常識 を適用することにより容易に想到し得たものであ り、本件審決はその論旨を事実上示しているといえ るから、本件審決に違法はない旨主張するので、以 下において、前記エで認定した相違点に係る容易想 到性について更に検討を加える。

5 相違点 A の容易想到性について

(ア) 引用発明は、前記イのとおり、全方向で高速読 み取りができるとともに、読み取り精度の高い2次元 コード読取装置を提供することを目的とするもので あるが、解決すべき課題として、読み取り対象とし て用いられている2次元コード自体の問題点を挙げ、 課題の解決手段として、2次元コード自体を「2進コー ドで表されるデータをセル化して、2次元のマトリッ クス上にパターンとして配置し、マトリックス内の、 少なくとも2個所の所定位置に、各々中心をあらゆる 角度で横切る走査線において同じ周波数成分比が得 られるパターンからなる位置決め用シンボルを配置 した」ものとした上で、ソフトウェア処理を工夫する ことによって、2次元コード読取装置の高速化、高精 度化を実現しようとする発明である。

引用発明は、本件訂正発明1とは異なり、従来か ら用いられている光学的センサ (CCD) についての 問題点の解決を課題とするものではないから、刊行 物1には、その全体を通じて、2次元コード読取装 置を構成する2次元画像検出手段として「TVカメ ラ等」,「CCD4」が用いられる旨の記載があるのみ で、光学的センサ (CCD) の問題点や結像レンズや 絞り等の光学系も含めた構成や構造については全く 記載がない。

刊行物1には、2次元コード読取装置を構成する 2次元画像検出手段として「TVカメラ等」,「CCD4」 が用いられる旨の記載があることから、当業者であ れば引用発明における2次元画像検出手段が「結像 レンズ」や「絞り」の構成を備え、光学的センサ (CCD)が「複数の受光素子が2次元的に配列されて いるもの」であることを理解したとしても、刊行物 1には、光学的センサ (CCD) の問題点や前記光学 <u>系も含めた構成や構造については全く記載はなく</u> そもそも、刊行物1に記載された発明は、光学的セ ンサ等についての課題の解決を目的とするものでは ないから、刊行物1に接した当業者において、光学 的センサ (CCD) として 「複数の受光素子が2次元 的に配列されると共に、当該受光素子毎に集光レン ズが設けられた光学的センサ」を用いることを想定 し、その上で、かかる光学的センサを用いた場合に おける周辺部での感度低下等の問題点を想起し、か かる問題点の解決のために、結像レンズや絞り等の 光学系に係る技術の適用を試みるであろうとは認め られない。

したがって、刊行物1には、相違点Aに係る本件 訂正発明1の構成の開示も示唆もなく、また、引用 発明において、相違点Aに係る本件訂正発明1の構 成を備えるようにする動機付けも見い出し難いとい うべきである。

(**イ**) また, <u>甲8~10</u>の記載によれば, 被告が主張 するように、①複数の受光素子が2次元的に配列さ れるとともに当該受光素子毎に集光レンズが設けら れた光学的センサ、②結像レンズ、③読み取り対象 からの反射光が絞りを通過した後で結像レンズに入 射するように配置された絞りを備え、④光学的セン サの中心部に位置する受光素子からの出力に対する 周辺部に位置する受光素子からの出力の比が所定値 以上となるように射出瞳位置が設定された光学系の 構成自体は、本件特許の出願当時、周知技術であっ たと認めることができる。

しかしながら、 甲8~10は、 スチルビデオカメ ラ装置ないしビデオカメラ装置に関するものであ る。スチルビデオカメラ装置ないしビデオカメラ装 置と光学情報読取装置とが、光学系という点で関連 した技術分野であるとしても、光学情報読取装置に おいて、かかる構成を採用することが容易であると いうためには、光学情報読取装置においてかかる構 成を採用することに相応の動機付けが必要であると いうべきであるが、前記(ア)記載のとおり、刊行 <u>物1には,引用発明に上記周知技術を適用すること</u> について動機付けとなるような記載や示唆はなく、 また、 甲8~10にも、上記周知技術を光学情報読 取装置における2次元コードの読み取りに適用する <u>ことを開示又は示唆する記載もない</u>のであるから,

甲8~10の記載を前提としても,引用発明において, 相違点Aに係る本件訂正発明1の構成を備えるよう にする動機付けは見い出し難いというべきである。

(ウ) したがって、当業者において、引用発明に基 づいて、相違点Aに係る本件訂正発明1の構成を備 えるようにすることが容易に想到し得たとは認めら れない。

6小括

以上によれば、相違点B及びCについて検討する までもなく、本件訂正発明1は引用発明に基づいて 容易に発明をすることができたものであるとは認め られないから、本件審決における本件訂正発明1の 容易想到性に係る判断は誤りであり、取消事由1は 理由がある。

所感

本件訂正発明の主要構成部分について記載のない 文献を主引例とし、対比及び容易想到性判断にあ たって主引例に明示がない事項をいずれも「周知技 術 | 等とした審決が取り消された事例である。

本件訂正発明は, 二次元コードからの反射光が, 結像レンズ及び絞りを通過し、センサに設けられた 集光レンズ (マイクロレンズ) を介して受光素子に 入射することに起因して生じる問題を課題とし、こ れを結像レンズと絞りとの位置関係(射出瞳位置の 設定)により解決するものである。訂正審判請求は, センサからの信号の「周波数成分比」を検出する機 構を備える旨を追加して、二次元コードをQRコー ドのような 「周波数成分比 | を用いるものに限定す るものであった。審判合議体は、訂正審判請求によっ て追加された点を一致点とすべく、本願と同じ出願 人による出願に係る「周波数成分比」を用いたQR コードの読取原理を開示する公開公報を主引例とし た。しかし、この主引例には、本件訂正発明の課題 に関係するQRコード結像レンズや絞り等の光学系 も含めた構成や構造が記載されておらず、センサが 二次元センサかどうかも明示されていなかった。

判決は、原告主張の取消事由は「本件訂正発明1 の容易想到性に係る判断の誤り」であるとして、対 比と容易想到性判断の全体に跨がる違法を主張する 趣旨であると整理した上で、本件審決の対比の手法

が適切でなく、また、本件訂正発明の技術的思想に 照らせば相違点1~3は構成相互の関係を考慮しな がら容易想到性を検討すべきところを分説したのも 適切でないとして、本件訂正発明と引用発明との相 違点が相違点A~Cと認定されるべきであり、かつ、 相違点Aについて容易想到でないから引用発明から 容易想到でない、という理由で審決を取り消した。 そして、相違点Aにつき容易想到でないというにあ たり、カメラ分野ではマイクロレンズに起因する問 題を射出瞳位置の設定により解決する技術が周知技 術であったとしつつ、カメラと光学情報読取装置が 関連分野であっても光学情報読取装置において構成 を採用することが容易であるというには「相応の動 機付け」が必要であるが、主引例には動機付けとな るような記載や示唆がなく、周知技術を認定した周 知例にも光学情報読取装置への適用が開示又は示唆 されていないとした。

事例③

平成26年(行ケ)第10137号 (可逆的熱特性を有する複合繊維) (不服2013-3363, 特願2002-529579, 特表 2004-510068) 平成27年3月10日判決言渡, 知的財産高等裁判所第2部

(手続と審決の概要)

1.平成24年1月5日付け手続補正(以下,「平成24 年補正」という。)

【請求項1】

向上した可逆的熱特性を有する複合繊維であって, 前記複合繊維が複数の長手部材から形成された繊 維本体を含み.

前記長手部材の少なくとも1本が22.0℃~40.5℃ の範囲の転移温度を有するポリマー相変化物質を含 み、前記ポリマー相変化物質が転移温度において前 記ポリマー相変化物質の溶融および結晶化の少なく とも1つに基づく温度調節を提供する複合繊維。

【請求項27】

.

セルロース材料と前記セルロース材料中に分散され た複数のマイクロカプセルとを含む繊維本体を含み、 前記複数のマイクロカプセルが-5.5℃~61.4℃の

範囲の転移温度を有する相変化物質を含み、そして 前記相変化物質が転移温度において潜熱の吸収と放 出との少なくとも1つに基づき温度調節を提供し、

前記セルロース繊維が10重量%~60重量%の前 記相変化物質を含む複数のマイクロカプセルを含 む、複合繊維。

2. 平成24年10月18日付け本件拒絶査定

「この出願については、平成23年6月28日付け 拒絶理由通知書に記載した理由1,2によって,拒 絶をすべきものです。

なお、意見書及び手続補正書の内容を検討しました が、拒絶理由を覆すに足りる根拠が見いだせません。 備考

- ・理由1, 2
- ·請求項24,25
- ·引用文献等1

出願人は意見書において、……(省略)……記載 されている。

よって、本願請求項24、25に係る発明と、引用文 献1に記載された発明とは、依然として差異がない。

- ・理由2
- ·請求項26
- · 引用文献等1

出願人は意見書において、……(省略)……認め られない。

よって、本願請求項26に係る発明は、なおも、 引用文献1に記載された発明に基づいて、当業者が 容易に発明をすることが出来たものである。

- ・理由2
- ·請求項6, 9~12
- ·引用文献等2

出願人は意見書において, ……(省略) ……採用 することが出来ない。

よって、本願請求項6、9~12に係る発明は、な おも、引用文献2に記載された発明に基づいて、当 業者が容易に発明をすることが出来たものである。

〈引用文献等一覧〉

- 1.特開平08-311716号公報
- 2. 特開平 08-246227 号公報

なお、平成24年1月5日付けでした手続補正は、 下記の点で国際出願日における国際特許出願の明細 書若しくは図面(図面の中の説明に限る。)の翻訳文, 国際出願日における国際特許出願の請求の範囲の翻 訳文又は国際出願日における国際特許出願の図面 (図面の中の説明を除く。)(以下、翻訳文等という。) に記載した事項の範囲内においてしたものでなく、 いわゆる新規事項の追加に該当する点についても留 意されたい。

(1) 上記補正により、請求項1の「相変化物質」が「ポ リマー相変化物質 | に限定され、かつ、相変化物質 の転移温度の範囲が規定された。

しかしながら、翻訳文等において、上記転移温度 の範囲は、特定のパラフィン系炭化水素の融点の範 囲であって、この特定のパラフィン系炭化水素以外 の「相変化物質」に対する転移温度の範囲を規定し たものではない。そして、翻訳文等には、特定のパ ラフィン系炭化水素以外の「相変化物質」に対する 転移温度を特定の範囲とすることについては、記載 も示唆もされていない。

…… (省略) ……

(7) 上記補正により、……(省略)……記載されて いない。

また、請求項1~28の記載は、以下の点で明瞭 でないことについても留意されたい。

(A) 請求項1, 6, 13, 28の「向上した可逆的熱特性」 とは、何と比較して「向上」しているのか、その基準 が不明であるし、また、「可逆的熱特性」を具体的に どのように評価するのかについても不明である。

……(省略)……

3. 平成25年2月21日付け手続補正(以下、「本件補 正」という。)

【請求項1】

複合繊維であって.

前記複合繊維が複数の長手部材から形成された繊 維本体を含み、

前記長手部材の少なくとも1本が22.0℃~40.5℃の 範囲の転移温度を有するパラフィン系炭化水素を含 み, 前記パラフィン系炭化水素が転移温度において 前記パラフィン系炭化水素の溶融および結晶化の少 なくとも1つに基づく温度調節を提供する複合繊維。

【請求項19】

セルロース材料と前記セルロース材料中に分散さ れた複数のマイクロカプセルとを含む繊維本体を 含み、

前記複数のマイクロカプセルが-5.5℃~61.4℃ の範囲の転移温度を有するパラフィン系炭化水素を 含み、そして前記パラフィン系炭化水素が転移温度 において潜熱の吸収と放出との少なくとも1つに基 づき温度調節を提供し,

前記セルロース繊維が10重量%~60重量%の前 記パラフィン系炭化水素を含む複数のマイクロカプ セルを含む、複合繊維。

4. 審決の概要

(1) 本件補正につき、①本件補正後請求項19につ いては、新規事項の追加に当たり、②本件補正後請 求項1については、本件補正が、明瞭でない記載の 釈明及び特許請求の範囲の減縮を目的とするものと 認定した上で、本件補正後本願発明1は、引用発明 と同一のものであり、独立特許要件を欠くと判断し て,本件補正を却下するとともに,

(2) 本件補正前の平成24年補正後本願発明1につい ても、引用発明と同一のものであり、特許法29条 1項3号の規定に該当し、特許を受けることができ ない旨の判断をした。

取消事由

1 審判における手続違背

2 (略)

判示事項)

1取消事由1(審判における手続違背〔平成14年改 正前特許法159条2項,50条本文違反〕)について ア 本件審決は、上記のとおり、平成24年補正後本 願発明1につき、引用発明と同一のものであるから、 特許法29条1項3号の規定に該当し、特許を受ける ことができない旨の判断をしている。

イ(ア)他方,本件拒絶査定においては、①平成24 年補正後の「請求項24,25」に係る発明につき、「理 由1,2」,すなわち,新規性及び進歩性欠如に該当し,

「引用文献1に記載された発明とは、依然として差 異がない。|、②平成24年補正後の「請求項26」に係 る発明につき、「理由2」、すなわち、進歩性欠如に 該当し、「なおも、引用文献1に記載された発明に 基づいて、当業者が容易に発明をすることが出来た ものである。」、③平成24年補正後の「請求項6、9 ~12」に係る発明につき、「理由2」、すなわち、進 歩性欠如に該当し、「なおも、引用文献2に記載さ れた発明に基づいて、当業者が容易に発明をするこ とが出来たものである。」と記載されている。

(イ) 平成24年補正後本願発明1, すなわち, 平成 24年補正後の「請求項1」については、「〈引用文献 等一覧〉」に後続する「なお書き」の(1)において、 当初特許請求の範囲の「請求項1」の「相変化物質」 を「ポリマー相変化物質」に限定し、かつ、「相変化 物質の転移温度の範囲」を「規定」した点が、「いわ ゆる新規事項の追加に該当する」こと、(7)の後の (A)において、「向上した可逆的熱特性」につき、「明 瞭でない点」があることが指摘されているにとどま り、本件拒絶査定中、上記指摘以外に、平成24年 補正後の「請求項1」に言及した記載は、ない。

(ウ) 以上によれば、平成24年補正後本願発明1が 本件拒絶査定の理由となっていないことは、明らか というべきである。

ウ 以上のとおり、本件審決が、特許法29条1項3 号の規定に該当し、特許を受けることができない旨 の判断をした平成24年補正後本願発明1は、本件 拒絶査定の理由とされていなかったのであるから, 平成14年改正前特許法159条2項にいう「査定の理 由しは存在しない。

したがって、本件審決において、平成24年補正後 の「請求項1」を拒絶する場合は、平成14年改正前 特許法159条2項,50条本文に基づき,出願人であ る原告に対し、拒絶の理由を通知し、相当の期間を 指定して、意見書を提出する機会を与えなければな らないところ、本件審判手続において、拒絶理由は 通知されなかったのであるから、本件審判手続には、 平成14年改正前特許法159条2項,50条本文所定の 手続を欠いた違法が存することは、明らかである。

所感)

(1) 本件は、審判における手続違背が問題となった

事件である。

問題となった審判の手続は、拒絶査定が、「この 出願については、平成23年6月28日付け拒絶理由 通知書に記載した理由1、2によって、拒絶をすべ きものです。」とし、「備考」欄で、理由1(新規性) に該当する請求項として「請求項24,25」(平成24 年補正)を挙げ、「請求項1」(同)については、「な お書き」で新規事項と記載不備の点を留意するよう に指摘をしていたところ、審判請求及び本件補正後、 審決で、本件補正を却下した後、平成24年補正後 の「請求項1」を、「理由1」により拒絶した手続で ある。

(2) 判決では、平成24年補正後の「請求項1」に対 しては、「〈引用文献等一覧〉 |に後続する「なお書き | において、出願当初の特許請求の範囲の「請求項1」 の「相変化物質」を「ポリマー相変化物質」に限定し、 かつ、「相変化物質の転移温度の範囲 | を「規定 | し た点が、「いわゆる新規事項の追加に該当する」こと、 「向上した可逆的熱特性」につき、「明瞭でない点」 があることが指摘されているにとどまり、本件拒絶 査定中、上記指摘以外に、平成24年補正後の「請 求項1」に言及した記載はなく、平成24年補正後の 「請求項1」が本件拒絶査定の理由となっていないこ とは、明らかというべきであって、本件審決におい て、平成24年補正後の「請求項1」を拒絶する場合は、 特許法159条2項、50条本文に基づき、出願人であ る原告に対し、拒絶の理由を通知し、相当の期間を 指定して、意見書を提出する機会を与えなければな らないところ、本件審判手続において、拒絶理由は 通知されなかったのであるから、本件審判手続には、 特許法159条2項、50条本文所定の手続を欠いた違 法が存することは、明らかである旨判示された。

裁判では、被告(特許庁)より、本件拒絶査定の 本文において、「この出願については、平成23年6 月28日付け拒絶理由通知書に記載した理由1.2に よって、拒絶をすべきものです。」と記載されてい ることから、本件拒絶査定により「理由1」に基づ いて拒絶された請求項は、第一義的には、平成23 年6月28日付け拒絶理由通知書に記載した請求項

であり、平成24年補正後の「請求項1」が含まれる 旨主張したが、判決では、拒絶査定の記載内容によ れば、本件拒絶査定の理由となる請求項は、その「備 考| 欄に記載されたものとみるのが自然であるとさ れ、被告の主張は認められなかった。

審判(審査)手続をすすめるにあたっては、拒絶 査定や拒絶理由通知書をみた出願人(請求人)が, 通常、どのように認識すると考えるのが自然か、特 に、拒絶理由通知書によって通知した拒絶の理由と 拒絶査定の理由との関係については、十分に検討す ることが必要であるといえ、本件においては、審判 合議体は、審判段階での拒絶理由(当審拒絶理由) を通知することが適切である1)。

(3) また、拒絶査定における 「なお書き | の記載に は注意が必要である。

本件拒絶査定では、「備考」欄で、拒絶理由の理 由1 (新規性) に該当する請求項として「請求項24、 25」を挙げる一方、「請求項1」については、理由1 においては言及せず、「なお書き」で新規事項と記 載不備の点のみを指摘したが、この拒絶査定の記載 から、出願人(請求人)は、「請求項1」については、 平成24年補正により、理由1(新規性)は回避でき たものの、新規事項と記載不備の拒絶理由が残った ので、それらを治癒すれば、特許査定を受けられる、 と認識する可能性が高い。

拒絶査定において、「なお書き」で付属的に拒絶 の理由を記載することは、出願人(請求人)が拒絶 査定に対する審判請求を行い, 同時に補正を行う可 能性があることを考慮し、出願人 (請求人) の便宜 を図るためであるが、その記載は、出願人(請求人) に誤解を与えないように、十分留意する必要がある。

執筆者紹介

事例①25(行ケ)10285:井上猛 (審判部訟務室) 事例②25(行ケ)10115:相崎 裕恒(審判部訟務室) 事例③26(行ケ)10137:井上茂夫(審判部訟務室)